

社会福祉法人町田市社会福祉協議会学童保育指導員の退職手当規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学童保育事業に従事する指導員（ただし、嘱託、臨時職員等は除く。以下「職員」という。）の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 勤続1年以上の職員が退職したときは、この規程により退職金を支給する。

(中退共への加入)

第3条 本会は、職員を被共済者として勤労者退職金共済機構（以下「中退共」という。）と退職金共済契約を締結する。

2 新たに採用した職員については、採用となった月に中退共と退職金共済契約を締結する。

(掛金の額)

第4条 退職金共済契約の掛金の月額は、別表のとおりとする。

(退職金の額)

第5条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に定められた額とする。

(退職金の減額)

第6条 職員が懲戒解雇を受けたときは、中退共に退職金の減額を申し出ることがある。

(支給の方法)

第7条 この規程による退職金は、本人の請求によって中退共が支給するものとする。ただし、本人が死亡したときは、中小企業退職金共済法に定めるところにより遺族に支給する。

(委任)

第8条 この規定の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

平成17年4月1日制定

別表（第4条関係）

基本給月額	掛金月額
15万円未満	8,000円
15万円以上19万円未満	10,000円
19万円以上23万円未満	12,000円
23万円以上27万円未満	14,000円
27万円以上30万円未満	16,000円
30万円以上33万円未満	18,000円
33万円以上36万円未満	20,000円
36万円以上39万円未満	22,000円
39万円以上	24,000円